

# 現代型犯罪と「流通食品犯罪」

石 堂 功 隼

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 グリコ・森永事件
  - (1) 事件の概要
  - (2) 事件の評価—この種の犯罪の性質
  - (3) 事件の模倣性について
  - (4) 事件以後の同種犯罪の状況
- 三 グリコ・森永事件に類似した事件
  - (1) 事件の紹介
  - (2) この種の事件の一般的特徴
- 四 毒物使用犯罪
  - (1) 毒物使用犯罪の事案
  - (2) 問題点
- 五 現代型犯罪と「流通食品犯罪」
  - (1) 近代刑法の予定する人間像
- 六 現代社会の特質と「流通食品犯罪」防止策
  - (1) 現代社会の特質
    - (2) コミュニティーの喪失と犯罪統制
    - (3) 警察と市民との信頼関係の維持
  - (2) 現代型犯罪における人間像
- 七 まとめ

昭和六二年九月一八日第一〇九臨時国会において、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」いわゆる「毒物混入防止法」が可決成立し、九月二六日法律第一〇三号として公布され、一〇月一六日から施行されたことは、周知の

とおりです。

これは、言うまでもなく、昭和五九年三月一八日に発生した警察庁指定第一一四号事件である、いわゆる「グリコ・森永事件」において、流通食品に毒物が混入されるというショッキンな事態に至り、重大な社会不安を惹起せしめたという点に加えて、その後相次いで同種犯罪が発生したという経験をふまえ、この種の犯罪に対する直接的な法的規制を早期に実現するようとに制定されたものであります。

グリコ・森永事件については、各種マスコミで大きく報道されたので、皆さんおそらくよく事件の内容を御存知のことと思いますが、確認の意味を含めまして、その概略を紹介しておきたいと存じます。

## 二 グリコ・森永事件

事件は、昭和五九年三月一九日午後九時四〇分頃、兵庫県西宮市二見町の江崎グリコ社長である江崎勝久氏宅に、毛糸の目出し帽で覆面した二人組みの男が押し入り、一階寝室で就寝中の妻、美恵子さんと、長女、真理子ちゃんに短銃を突きつけ、二人を粘着テープで後ろ手にしばりあげたうえ、トイレに押し込み、さらに、その時ちょうど入浴中の江崎社長に短銃を突きつけて脅かし、裸のまま連れ去らざるを得ない状況になりました。この事件は、一流会社社長が自宅からしかも裸のまま連れ去られるという異常性に世間の注目を浴び、犯人らの動機・目的に

関心が集中した訳です。その後、三月二一日午後になって、同社長は監禁場所から自力で脱出し、事件発生から六五時間ぶりに無事大阪府警に保護されましたが、結局犯人は、江崎グリコ社長に現金一〇億円と金塊一〇〇キログラムを要求したといわれています。

さらに、犯人らは、「怪人二面相」と名乗り、グリコ及びマスコミにグリコ製品に青酸化合物を混入するとの脅迫文を送り付けるなどして金品を要求し続けたが、六月二六日、グリコに対する脅迫の終結宣言をすることによって、一応落着したかのようです。

しかし、さらに、その後、九月中旬に、この犯人らは、今度は森永製菓に対し、グリコと同様の方法で脅迫を行いました。こちらは翌年の二月二七日に犯人が終結宣言をすることになりました。

この事件では、①犯行手口が大胆かつ悪質であったこと、②執拗に脅迫が行われたこと、③無差別な危害予告を行い国民全体を人質にとり社会に挑戦するような極めて反社会性の強い犯罪へ犯行をエスカレートさせたこと、④マスメディアを巧みに利用したこと、⑤犯行地を広域化させたこと、⑥現金取得手段が凶悪かつ巧妙であったこと、がその特徴としてあげられるわけですが、この事件で特に注目しなければならないのは、犯人らが、企業を単に脅迫したというだけでなく、現実に、青酸化合物を混入した製品を、スーパーマーケット等に置くという方

## 現代型犯罪と「流通食品犯罪」

法をとったということです。その点が世間から強い非難を浴び、あらためて流通食品に毒物が混入されるとどのような危険があるのかということについて、われわれの認識を新たにしたわけです。消費者すべてを人質にとった犯行とか、無差別殺人とかいわるのは、まさにこの行為の危険性の程度を表しているように思えるのです。情報化社会の中で、企業イメージダウンをねらった犯罪であるというとらえかたもありますが、私は、犯罪事実としてそのような側面をもつとしても、その犯罪行為の危険性の程度という側面からとらえるならば、一般市民を対象にした一種の社会法益を侵害する犯罪行為であるという見解も成り立つのではないかという気がしているわけです。今回の立法でかなりの重罰化や、企業の協力義務が課されているのも、そういう視点からみなければならぬものと思われるのです。

ところで、このグリコ・森永事件は、事件発生後、かなり模倣されております。むしろ、この種の事案は、模倣されやすい犯罪であるともいえましょう。その理由にはいろいろなことが考えられると思いますが、刑事学的にみると、フランスの社会心理学者であるタルドの「模倣の法則」が多少参考になるのではないかと思えるのです。つまり、その法則の中に、①人は他人と密接な関係にあればあるほど他人を模倣する、②模倣には方向があり、すぐれた者は劣った者より模倣される、という法則があるのですが、前者①については、現代社会についてい

えることですが、マスコミが人間関係を代替し、報道によって犯人との一方的錯誤的な人間関係が生じるという側面が指摘できます。もちろん、これについては、犯人の生物学的・社会学的側面を考慮に入れなければならないことは当然です。次に、後者②については、決してグリコ・森永事件の犯人たちが世間的にすぐれているというわけではありませんが、現在もなお逮捕されていないということ、警察・企業・マスコミを手玉にとったような言動が、マスコミを通して逐一、一般に報道されているという点からみれば、犯罪者の中では変な表現ですが「よりすぐれた者」ということになろうかと思います。このような点から、事件発生後、多くの類似事件が発生したものと思われます。グリコ・森永事件以来のこの種事案の認知・検挙状況を年別にみると、昭和五九年（ただし五月以降）は認知件数五一件で月平均六・四件、検挙件数三一件で月平均三・九件、昭和六〇年では、認知件数一〇一件月平均八・四件、検挙件数七二件月平均六件でした。そして、昭和六一年に入ると、認知件数二二二件月平均一九件、検挙件数一一九件月平均一〇件と、認知件数と検挙件数共に、前年、前々年を大幅に上回っていることがわかります。これは、昭和六一年七月に大手食品企業が裏取引によって、多額の現金を犯人に脅し取られたことが明るみに出たことが影響し、激増したものだと考えられます。現代社会においては、老人・子供等の弱者を狙う犯罪が顕著になっているわけですが、本来、経済的な強者のイメージをもつ企業がそ

のイメージダウンに非常に弱いとわかると、そこにつけこんで金品を喝取するという、一種の逆転現象が生じているところが興味深いところといえるでしょう。

その後、昭和六一年八月の月間認知件数三九件をピークにして、減少傾向をたどり、警察の積極的な防遏・検挙活動により、昭和六二年八月までのデータによりますと、昭和六二年は、月間の認知件数は一〇件以内におさえられております。しかしながら、その犯罪の発生件数自体は減少したものの、犯罪の手口をみると、企業に脅迫文書とともに、毒物混入の製品を送付し、「スーパーにばらまく」というような脅迫を行う等の悪質な行為におよんでおり、事態が楽観できないことに変わりがないと思われます。

そこで、これまで発生した、グリコ・森永事件に類似した事件をフォローしておきたいと思います。

### 三 グリコ・森永事件に類似した事件

まず、(株)ロッテに対する恐喝、同未遂事件です。この事件が明るみに出で、模倣犯罪が急増したことはすでに述べた通りです。この事件は、犯人の自営業者(五五歳)が、自己の事業資金に困り、昭和六〇年九月に、「怪人二二号」を名乗り、(株)ロッテに対して、「毒入り製品をばらまかれたくなつたら、三〇〇〇万円出せ」という脅迫状とニコチン入りチョコレート等を郵送しました。そして、犯人は、同年九月一九日に、電話や指

示文等により指示場所を何度も変更した後に、現金三〇〇〇万円を銀行の指定口座に振り込ませ、CDカードを利用してこれを喝取しましたが、同社がこれを警察に届けなかつたことをいいことに、昭和六一年六月二三日、「今度は五〇〇〇万円用意しろ」との脅迫状とニコチン入りチョコレート等一〇〇〇個を郵送し、同年七月三日、指示文により銀行の指定口座に現金を振り込むよう要求しましたが、CD配備中の捜査員に緊急逮捕されたというものです。

次には、愛知大手食品会社に対する恐喝未遂事件があります。この事件でも、やはり、犯人は、事業不振に窮した自営業者(五一歳)として、前述のロッテ事件にヒントを得て、昭和六年七月三一日、八月六日の二回にわたって、名古屋市所在の大手食品会社に「三〇〇〇万円借用したい。農薬、青酸等を貴社商品に注入する。」という脅迫状を郵送した後、八月七日、八日の二日間、十数回にわたり、指示文、電話により、銀行の指定口座に現金振込を要求し、CDカードを利用して現金を喝取しようとしたが、八月八日に、三重県四日市市内で張り込み中の捜査員に現行犯逮捕されたというものです。

三番目は、即席麺製造会社に対する恐喝未遂事件(警視庁)です。これは、サラ金の返済に困った犯人(四〇歳)が、昭和六年二月二四日から三月一一日までの間、五回にわたり、東京都所在の大手即席麺製造会社に対して、「子供がラーメンを食べて腹が痛くなつた。慰謝料一五〇〇万円を指定の銀行口座

## 現代型犯罪と「流通食品犯罪」

に振り込め」という脅迫状と除草剤を塗布した即席ラーメン等を郵送し、CDカードを利用して現金を喝取しようとしたが、遺留品、聞き込み捜査から、四月二三日に通常逮捕されたというものです。

四番目は、大手製菓会社に対する恐喝事件（警視庁）があります。これは、借金の返済に困った犯人の喫茶店経営者（二十七歳）が、仲間二人と共に謀して、昭和六一年一月二十四日から三月二八日までの間に、七回にわたって、「昭和戯賊」と称して、東京都内の大手製菓会社に、「毒入り製品をばらまく。八〇〇〇万円を出せ。」との脅迫状を郵送して、指定口座への振込を要求すると共に、首都圏のスーパー等に農薬混入のチョコレートを置いて脅迫し、指定の銀行口座に現金一〇〇万円を振り込まれ、CDカードを使用して、これを喝取しましたが、聞き込み捜査から五月二八日、通常逮捕されたというものです。

第五の事例としてあげられるのは、愛知で発生した、百貨店に対するなされた爆破予告による恐喝未遂事件です。これは、事業の不振に困った会社経営者である犯人（五一歳）が、昭和六一年三月七日、九日の二日にわたり、合計七回、名古屋市内の百貨店に、「指定する喫茶店に五〇〇〇万円持てこい。来なければ爆破する。」との脅迫電話をかけ、三月九日、女性を利用して、現金を喝取しようとしましたが、その女性と接触しようとしたところを捜査員に職務質問され、通常逮捕されたというものです。

第六の事例としては、兵庫で発生した、鉄道会社に対する爆破予告恐喝未遂事件です。犯人の中学生（一四歳）は、小遣い欲しさに、昭和六一年四月一日、一〇日の二回にわたり、神戸市内の大手私鉄会社に対し、「電車・バスを爆破する。指定の電車の網棚に三〇〇〇万円を置け」という脅迫状を郵送し、現金を喝取しようとしたが、四月一三日、指定車両に現れて網棚から模造紙幣の入った、紙袋をとったところを張込み中の捜査員が現行犯逮捕したという事件です。

七番目には、茨城で発生したスーパーに対する恐喝未遂事件で、借金の返済に困った五一歳の無職の男が、昭和六一年五月三日から二九日の間に、十数回にわたり、土浦市内のスーパーに対し、「毒物を仕掛けた。二〇〇万円用意しろ」との脅迫電話をかけ、現実にそのスーパーに劇物を注入した飲料パックを置き、指示文等により、高速道路等に現金を持参することを要求しましたが、指定場所での不審車両の捜査から、七月一日に通常逮捕されたというものです。

第八の事例としては、広域にわたって展開された企業恐喝事件で、生活費に困った犯人の会社員（二五歳）が、昭和六年八月二三日、東京都内の大手食品会社に対して、「貴社の食品に毒を入れた。一〇〇〇万円をもって延岡市に来い」との脅迫文を郵送し、八月二十五日、延岡市内に置いた指示文により、列車からの現金投下を要求しましたが、投下指示現場近くで張り込み中の捜査員に発見され、緊急逮捕されたという事件です。

## 研究ノート

犯人は、さらに、同年七月にも、同じ手口で大阪市内の大手食  
品会社に対しても、現金四〇〇〇万円を要求していたということ  
でした。

九番目の事例は、製菓工場に対する恐喝未遂事件で、生活費  
に困った主婦（四三歳）が、昭和六一年八月一日、尼崎市内  
の大手製菓会社工場に対し、「現金一〇〇万円を指定場所に持つ  
てきてください。応じなければ毒入りチョコをスーパーに並べ  
る」という脅迫状と殺虫剤原液混入のチョコレートを郵送して  
現金を要求しましたが、翌日、指定場所にあらわれたところを  
張り込み中の捜査員に発見、現行犯逮捕されたというものです。

最後の事案は、ホテルに対する恐喝未遂事件で、生活費に困  
った四八歳の主婦が、昭和六一年一〇月三〇日に、元の勤め先  
の白浜温泉のホテルに対して、「ホテルの五か所に爆弾を仕掛け  
た。銀行の指定口座に二〇〇万円振り込め」との脅迫状を郵  
送して、銀行振込を要求しましたが、五日後に、ATM機を作  
動させたところを、駆けつけた捜査員に職務質問を受けて、緊  
急逮捕されたというものです。

以上、まとめて、昭和六一年一月から一月までのデータで  
みてみると、被害を受けた企業のうち、食品メーカーが九七  
件で全体の四六・〇パーセント、デパートやスーパー等流通産  
業が四九件で全体の二三・二パーセントとして、この二つを合  
計すると、全体の約七〇パーセントになるわけです。ここから、  
一般の消費者と密接な関係のある企業が狙われているというこ

とが分かりますし、この種の犯罪の性質もお分かりいただける  
ものと思う次第です。

また、脅迫内容については、製品に毒を入れるというものが  
一二三件で全体の五八・三パーセント、爆破を予告するものが  
四五件で全体の二一・三パーセント、不正行為等を暴露すると  
いうものが一四件で全体の六・六パーセント、身体等に危害を  
加えるというのが一二件で全体の五・七パーセントです。こ  
れをみてもわかるように、毒物を混入するというケースが全体  
の約六割あるわけでして、グリコ・森永事件を模倣したもので  
あるという点と、流通食品に毒物を混入するということがいか  
に危険なことであるかを示唆していると思われるのです。

要求額についてみると、一番多いのは一〇〇万円以上一〇  
〇〇万円未満で全体の三〇・八パーセント、一〇〇〇万円以上  
三〇〇〇万円未満が二番目に多く全体の二四・二パーセント、  
ト、五〇〇〇万円以上一億円未満が全体の一・四パーセント  
で、最低の要求額は、四八万円、最高額は五億円でした。この  
要求額についての評価は難しいのですが、一般的の恐喝とは違っ  
て、相手が経済的な強者であるということと、一般的の消費者が  
甚大な被害を受ける危険があるということと、それをたてにとつ  
て、その額が高くなるのが特徴であるといつていいでしょうか。  
次に検挙日数ですが、検挙された事件の内五日以内に全体の  
約五割が検挙され、三〇日以内に全体の八割が検挙にいたるこ

## 現代型犯罪と「流通食品犯罪」

とが、データより明確になつております。これは、現金授受の交渉過程で、企業との接觸をしなければならないということでおゆる足がつきやすいということなのかもしれません。しかし、この交渉に際して、警察との連携がなければ、検挙は大幅に遅れるものと思われる訳です。

以上述べてまいりましたように、企業に対する恐喝において、特徴的にみられるのは、毒物を使用し、一般消費者に広く被害が及ぶことを企業側にイメージアップさせ、企業自体の営業をストップさせることにより、要求をのませるという悪質な点ですが、ここで少し視点を恐喝という点から、毒物の方に変えてみたいと思います。

犯人が毒物を使用するというケースが多いことは先に述べました通りですが、問題は、それほど簡単に毒物が手に入るのかという点です。

毒物を使用した犯罪は、昭和二三年一月二六日に発生した有名な帝銀事件（例の獄中死した平沢の事件）をはじめとして、相当多く発生していますが、最近のもので、記憶にあたらしいところをあげますと、まず、昭和五二年一月四日に発生した、青酸入りコーラ連續殺人事件があります。これは、東京都港区高輪四丁目の食堂近くの公衆電話ボックス内で拾ったコーラを飲んだ当時一六歳の高校生が死亡し、さらに、同日、同高輪三丁目の路上で、四六歳の会社員が死亡しているのが発見されましたが、近くに青酸入りのコーラがあつたという事案です。

第二には、昭和五二年二月一日に発生した東京駅での青酸入りチョコレート殺人未遂事件があげられます。これは、バレンタインデーのために、東京駅八重洲口に通じる地下路上に、手提げ紙袋に入つた、チョコレート四〇個がおかれていたというもので、通行人がそれを拾得し、届けられたために未遂におわりましたが、そのチョコレートを鑑定した結果、青酸ナトリウムが検出されたというものでした。これも、無差別殺人を狙つたものということが出来ましょう。

第三に、昭和六〇年九月から一月までの間に発生した、バラコート入り飲料連続放置事件です。これは、三重県松阪市内の大学生が自動販売機で、リアルゴールドを購入して飲んだところ、その中にバラコートが混入していたため、二日後に死亡したという事件をはじめとして、津市内の小学校の手洗い場等に、バラコート入りコーヒーバー牛乳パック四個が放置されていたのを教職員が発見したものとか、同じく津市内の保育園の運動場等に、バラコート入りコーヒーバー牛乳計一一個が放置されているのを保母が発見したというケースなど、昭和六〇年末までに二〇数回の毒入りドリンク放置事件が発生したというものです。これらの事件がマスコミで報道されると、ほぼ全国的に同種事犯が発生し、また、昭和六〇年一年間で一〇〇〇人以上の人がバラコートで自殺しているという事実もあって、その後、製薬会社が、バラコートの希釀化等の製品の改良に努力したとのこ

## 研究ノート

最後に、いうまでもなく、グリコ・森永事件があげられます。これについてはすでに説明致しました。

このように、現実に毒物による犯罪が後を絶たないばかりか、最近では、犯行の被害が無差別化・大量化しており、事態は悪化しているといえるわけです。そこで、その毒物の入手は簡単なのかという点ですが、これを規制しているのは、毒物及び劇物取締法です。この法律によれば、毒物劇物営業者は、毒物または劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売、授与するためには、①毒物又は劇物の名称及び数量、②販売又は授与の年月日、③譲受人の氏名、職業及び住所を記載、押印した書面の提出を受けなければならぬ、とされています。しかし、業務その他正当な理由以外の目的で毒物劇物を使用する意図の下で、本人の名前を記載して交付を受けた場合は、現行法では、処罰することができず、また、販売業者においても、前述の手続きをふんでいれば、法的には何の違反もないということで、毒物劇物の不正入手者が野放しになる可能性を残しているのです。

### 四 毒物使用犯罪

この点について、次の二つの事件が注目されます。

まず、大阪で発生した亜砒酸の不正購入事件です。これは、昭和六〇年一月一八日、大阪市東区のある化学工業店舗に、午前中に男の声で電話で注文があり、同日午後年齢四十歳位の女性が現れ、「カトウです。亜砒酸入りましたか」といつて同店

を訪れ、価格三二〇〇円を支払い購入したわけです。その際、店員に促されて譲受書に住所氏名を記載押印して、亜砒酸五〇グラム入りの瓶二本をうけとったとのことです。ところが、その三日後、同じ女性が再びあらわれ、「この前の住所が間違っていたので書き直しに来た」と譲受書に書いた住所をボールペンで真っ黒に消し、その横に別の住所地を書き直したというのです。これを不審におもった店員が上司に報告し、警察にとどけたところ、いずれの住所地も存在しないし、またそのような人間もいないとのことでした。

また、愛知県においても、同じ様な事件が発生しております。これは、昭和六一年一一月二〇日、名古屋市のある薬品店に、六七歳の男があらわれ、青酸カリを購入しようとしたところ、在庫がない旨つづられ、二日後に印鑑を買いやめて再び同店を訪れ、譲受書に元の勤務先の社長の甥の名前と住所を記載、押しし、シアン化カリウム五〇〇グラム一瓶を一二〇〇円で購入しました。ところが、この薬品店の店主が、たまたま、この勤務先の社長と会ったところ、甥はすでに死亡しており、購入した事実はないことが判明し、事件が発覚したということです。幸い被疑者は早期に判明しましたが、その時、社会にあたえた不安感は相当なものであつたということが報告されております。

このような事態を早期に改善すべく、毒物劇物を業務その他正当な理由なく所持した者に対する处罚規定を設けることとか、毒物劇物を交付するに際しては、何らかの氏名・住所を確認す

## 現代型犯罪と「流通食品犯罪」

る書面の提出をうけてからにすることを義務付けることが、立法的に検討されたわけです。しかし、流通食品に毒物を混入するといった犯罪を考える時には、この点は是非おさえておかなければならぬ問題であろうと思うのです。

### 五 現代型犯罪と「流通食品犯罪」

ところで、流通食品に毒物を混入するといった犯罪は、どんな性質をもつた犯罪なのかということですが、それをただ漠然と、企業イメージをダウンさせる犯罪であるとか、一般消費者を非常に危険な状態に置くものとかととらえているだけでは、事の本質を見誤る恐れがあるといつてもさしつかえないでしょう。と申しますのは、テーマにも掲げましたように、この種の犯罪を現代型犯罪ととらえる必要があるのでないかと思うからです。つまり、この犯罪は、殺人とか強盗といった伝統的な犯罪とは異なり、公害犯罪等の現代社会に特有の犯罪現象のひとつであるという気がしてならないのです。

とともに、近代刑法は、理性による合理的判断に基づいて、自己を防衛することのできる市民の存在を前提にし、その市民の生活利益の保護を主たる目的としてきたわけですが、他方、そのような合理的判断力をもつていかない、児童や少年のような社会的弱者の保護のためには、パターナリズムという理念の下で、例外的に国家による干渉が許されてきたものといえます。ところが、公害問題とか消費者問題等は、現代社会においては、

通常、合理的判断力のあるとされる一般市民でさえも、状況しだいでは、上述の理性による合理的判断に基づいて自己を防衛することができない場合があることを明確にしたといわれています。つまり、そこではパターナリズム（干渉主義？）が原則として考えられることになるわけです。そのような状況においてなされる犯罪を現代型犯罪もしくはその一つとして規定することが問題をより明確にするものと思われるのです。このような現代型犯罪では、すでに述べましたように、親が子に対して接するようなパターナリズムが必然となり、種々の国家権力による保護的な干渉が正当化されるようと思われます。今回の特別措置法の四条と五条の報告義務並びに協力義務は、そのような現代型犯罪からの消費者保護という視点から、説明されうるものと思われるのです。

ところで、その消費者問題は、いうまでもなく、現代の、大量生産、大量販売、大量消費という、豊かな社会を背景として発生してきたものであります。そこに特徴的にみられるのは、いってみれば生産者・販売者と一般消費者との関係の断絶であり、しかも、それは消費者側の主体性の喪失という形であらわれているよう思えるわけです。そこでは、消費者被害にも大きな変化をもたらしているわけです。まず、ひとたび生産・流通のどこかに被害の原因が入り込みますと、その被害の範囲が非常に広がることになるということです。さらに、被害が一度生じるとその被害が非常に深刻なものとなるということがあげ

られます。たとえば、ここで問題となっている毒物混入犯罪とは若干異なりますが、森永ヒ素ミルク中毒事件の被害者は、約

一二〇〇〇人ともいわれ、うち死亡が一三〇人にもぼっておりまし、カネミ油症事件では、約一二〇〇人で、うち死亡が二三人、スモン病では、約九〇〇〇人、うち死亡が約五〇〇人といわれているわけです。このような深刻な被害をもたらす事態は、まさに現代の経済構造そのものに根ざすものといってよいのであります。消費者被害の問題が上述の現代型犯罪と深くかかわっている証左ともいえるのではないでしょうか？

## 六 現代社会の特質と「流通食品犯罪」防止策

以上、毒物混入犯罪に関連して、述べてまいりましたが、ここで目を少し大きなところに移しまして、毒物混入犯罪を可能にしている社会そのものに着目して、社会変化と犯罪の変貌を、犯罪社会学的に分析してみたいと思います。そのような視点をもつことによって、この種の犯罪に対する警察や我々の対応の仕方をさぐるということをやってみたいと思うのです。

ここでは、社会の変化のすべてをフォローすることなど到底不可能ですので、大まかに都市化という視点と、情報化という視点に立って、犯罪現象を位置づけてみたいと思います。

まず、都市化ですが、これは、すでに一九世紀後半より、犯罪は常に都市部において多発するといわれております。そして、都市には犯罪原因が蓄積されていると説明されているわ

けです。その理由としては、一体どんな事が挙げられるのでしょうか。

第一に、都市というのは、一定の場所に人口が集中し、人間間の相互作用により、その生活様式とか、生活態度とか、社会的性格などが累積的な影響を受けて変化する度合いが顕著な場所を意味しますので、そこには、当然、人間相互間に摩擦や相剋が生じしやすいことは容易に想像できます。また、そこには、異なる規範意識をもつ人間があらわれるですから、道徳などは、あまり拘束力を有しなくなつてくるし、そうだとすると、社会規範は、一般に緩やかな方へと流れやすくなつてくるわけ

です。現代社会が許容的といわれるのも、そういう意味で説明ができます。ところが、この許容化がどんどん進んでいくと人々の行為基準は刑罰法規のみになつてきて、逸脱行動に対する人々の、あるいは地域の相互統制機能はほとんどないといわざるをえないところまでくる可能性があるといえるのです。

第二に考えられるのは、都市部においては、各人が相互に匿名状態にあるということです。都市においては、いわばフォーマルな意味での人間的接触は非常に多いといえるわけですが、相手の個人的事情とか社会的背景などのような、インフォーマルな意味での人間的接觸は非常に少なくなるといわれています。このような匿名性が何をもたらすかといいますと、まず、地域社会に対する帰属意識を希薄化させ、ひとびとの忠誠心の欠如をもたらすということがあげられます。このため、その地域社

## 現代型犯罪と「流通食品犯罪」

会で発生したその地域社会にとっての一つの挑戦である犯罪に對して、無関心となることが指摘されます。次にこの匿名性は、他人に対する情緒的な關係を断絶させることになるといわれます。つまり、他人の被害とか悩みに対し、親身になって考えるとか同情をよせるということがなくなるということです。この例は、多数の人の中で暴行や傷害事件が発生したり、道路や駅で倒れている人が見過ぎられたりするといった事実からも明らかです。第二に挙げられるのは、匿名状況にあると、犯罪者をその中に取り込みやすいという点です。都市の人々は相互に無関心ですので、犯罪者はその中に容易に潜伏することができまし、たとえば「聞き込み」といったような捜査機関の活動も充分な実効性を有しないといえます。最後に匿名性がもたらすものとしてあげられるのは、匿名性が、利己的、個人主義的な生活様式を成立させるというものです。この現れとして、「ギャンブル、投機、買い占めなど、見えざる他人の損失を前提とする利益追求が盛んになること」があげられるのが通常です。このような生活様式においては、ロッキード事件やリクリート事件に対する一般人の関心度について考えてみればわかるように、人々は、自分の利益さえ損なわなければ、他人の被害や、あるいはもつと広く社会一般の秩序維持といったものには関心をもたなくなり、捜査に対する協力はもとより、市民相互の犯罪統制機能も低下し、ひいては通常の警察官等による捜査をも困難な状況に追い込む可能性を有しているのです。

都市化ということで第三に考えられるのは、都市というものが、市民の生活様式ばかりでなく、その社会的性格をも変えてしまうという点です。つぎに、いくつかその都会人の社会的性格をあげてみましょう。(1)農村部においては、一般に、比較的パーソナルな人間關係が保持されている一方で、都市部では、表面的、形式的、非感情的な人間關係を結ぼうとする傾向が強い。(2)自己の意思よりも、時間によって拘束されることが多いので、時間が金銭以上の価値を持つことになる(“Time is more than money”という意識)。(3)感情的な思考よりも、合理的な思考を好み、その思考形態は時には冷酷であったりもする。(4)多数の異なる集団に同時に所属することもあるので、その場その場で役割をかえていかねばならず、それが個性を没却されることになる。(5)都會人の人間關係が表面的、形式的、非感情的なために、他人を服装、持ち物、家屋、居住地等外見で短絡的に判断しがちになる。(6)打算性をもつようになり、且つ各自の利益と関心に基づいてその枠内で自己の自由を享受しようとして、いわゆる「自分」主義になりがちである。その結果として、地元意識がなくなり、他人に対して同情しないかわりに、自己に被害がない場合には、他人の行為に対しても寛容になる。(7)プライバシーが強調され、社会的には孤立しがちになる。ウォークマン青年の増加現象も、こうした一面を示すものではないでしょうか。

このような社会的性格は、個々に検討すればすぐに分かるよ

## 研究ノート

うに、犯罪抑止ないし犯罪統制という視点からは、マイナスに作用することが明らかです。時間を尊重する性格や、個人主義的思考等は、犯罪発生時において、それに関わることを嫌い、自分だけが無事であれば、あえて「面倒」に関わり合いになることはないということから、警察への捜査協力を差し控えたり、証言をしなかつたりしますし、外見重視の考え方では、証言を偏見にみちたものにするかもしれません。

このようにして、都市化の進行は、一般に犯罪を発生させる土壤を作り出しますし、その結果として、犯罪の量・質両面における悪化をもたらすことでしょう。

次に、もう一つの注目すべき問題である情報化ということについて、若干述べてみたいと思います。

情報化というのは、情報の量が増大し、質も向上し、さらに、情報の変化が急速に起こり、その情報を処理する社会の機能・構造も変動するという事態をさすと考えてよいでしょう。このような事態に直面して、当然、それが、人間生活に影響を及ぼしていくわけです。いくつかそれを挙げてみましょう。(1)情報がすぐに古くなるので、常に情報について目を開き、それを摄取していかなければならぬ。(2)そのため、情報量が必然的に増大し、選択の幅も大きくなるので、各個人の情報処理能力が社会的適応性の一標準となる。(3)このように、情報量が増大すると、当然、その情報には、種々の価値観が異なり相互に矛盾するものを多く含むことになるので、規範の葛藤や、対立を生みやすくなり、伝統的な道徳などによる犯罪統制機能は相対的に弱まることになる。(4)人間の欲求の形式が、実用的なものから、情報的なもの、あるいは感覚的なものに移る。たとえば、商品などは、その実用性よりも、ファンション性に重点が置かることになる。(5)情報が、市民に対して直接もたらされるのではなく、一旦マスコミによって媒介されるという事実より、マスコミ情報がひとつのかん覺的環境を生み出し、市民は、そういった擬似的環境に自分達の行動基準を求めるようにもなつてくる。(6)情報量の増大は、やがて管理不能の情報の洪水にみまわれることになり、かなり不適性で不正確な情報がわれわれのまわりに満ち溢れることになる。

このような情報化は、犯罪現象にも一定の影響をおよぼすわけですが、その若干の例を挙げてみましょう。まず、通常の人間でも選択・管理の困難な情報の洪水は、学校とか職場等でいわゆる「落ちこぼれ」を生じやすいし、それが犯罪・非行の温床にもなりかねないのであります。また、伝統的に確立した価値・規範に対しても、それに矛盾する情報が無批判にもたらされると、それが市民の自由の方向へと進んでいればいるほど、その方向へと向かうものが増加し、伝統的な規範との間に葛藤を生じやすくなります。たとえば、性の解放がここでは挙げられるでしょう。さらに、情報化が人々の感覚的欲求を増大させるということで、生活上の欲求に基づかない犯罪、たとえば、生活は豊かであるのに窃盗するといった犯罪現象が生じることになりま

## 現代型犯罪と「流通食品犯罪」

す。これを「豊かな社会における犯罪」といっているようです。そのほか、情報化は、情報そのものに対する価値により、犯罪を生じさせるという現象が生み出されることにもなるわけです。その一例としてコンピューター関連犯罪（一九八六年のOEC Dレポート）を考えればよいでしょう。

以上、現代社会の特徴を、都市化・情報化という二点から、説明してまいりました。これらは、他の事柄と同様に、当然、プラスの側面とマイナスの側面を有している訳です。しかし、犯罪現象への影響という視点からこれをみると、どうもマイナスの側面ばかり目立つというのが現状です。しかし、我々は、それを事実として受け止め、できるだけ早期に、善後策を講じておかなければならぬことも事実でしょう。それでは、われわれは一体何をすればよいのでしょうか。

防犯という視点からみて、現代社会においても（むしろ現代社会においてこそ）なければならぬのに欠如していたのは、一体何だったのでしょうか。私見によりますと、それは、地域社会（コミュニティ）であったようにおもわれます。このコミュニティの喪失こそ現代社会において危機的状況を創出した重要な要因なのではないかと思うのです。それで、各コミュニティは独自に犯罪統制機能を持ちえないでの、それをすべてフォーマルな機関である警察に委ねることになる。しかし、各コミュニティーは、内的外的に相互に無関心ですので、自分と関係がないかぎり、警察の犯罪捜査に一切関係をもたないよう

に、意識的にそうしてしまったわけです。今、アメリカの若干の警察で、防犯コミュニティ作りが積極的に進められているとすることを聞きます。アメリカのような犯罪大国（刑務所の民営化など）で、経済問題を除きますと、防犯のための突破口は、「すぐそこにある」と考えているものが多いということは、非常に注目されるところです。我が国でも、コミュニティーの解体がどんどん進むことになりますと、先程述べました情報化社会ということも手伝って、我々の社会にはもはや犯罪を処理する能力がなくなるというところまで行き着くことは、多言を要しないでしよう。

今回の毒物混入防止法第三条の協力義務と第四条の報告義務および第五条の協力義務の規定は、このような意味からも説明されるのではないかと思えてならないのです。ただし、このようないく規定を法律で規定しなければならないところに、我が国においても社会は病んでいるということを痛切に感ぜざるをえないわけです。

ところで、最後に、上述のことに関連して付け加えておかなけばならないことがあります。それは、コミュニティーの再生ということで、何か市民の側の問題だけがクローズアップされるという傾向があるようにおもわれるのですが、実は、防犯コミュニティーというものは、警察と市民との信頼関係が、もともと重要であるという点です。警察が不公正・不適切な捜査ばかりやっていたのでは、そこに信頼関係にもとづく捜査協力

が生まれるはずはありません。この点の問題意識は、警察の方

も充分考慮されているようで、ある警視庁の論者も、暴力團による企業対象暴力にどのように対抗するかという論文の中で（飯柴政次「企業対象暴力事犯の取締まりについて」警察学論集四〇巻三号四頁）、企業が被害を届け出ることを渋る原因として、①事件が表面化すると、会社の恥部をさらすことになり、企業イメージを損なうと考えていること、②事件が表面化すると、事件処理を任せられている者の責任問題に進展するおそれがあること、③処理済みのことについて、今更ことを荒立てたくないと考えていること、④警察、検察庁、裁判所への出頭を嫌うこと、⑤お詫びをおそれること、⑥交付した金は個人の金でなく、被害意識が薄いこと、の六つの原因をあげ、これらの原因を解消するように粘りづよく説得につとめることを説かれていますが、その中で、普段からの被害企業との良好な信頼関係の醸成ということをあげておられる点が注目されるわけです。また、企業イメージにも言及され、常にというわけではないが、報道機関への協力要請も行うことが必要であるとされているのです。これが、そのまま、毒物混入犯罪にあてはまるかどうかは、一概にはいえませんが、そういう検討もなされているということ、そして、そういう信頼関係の醸成なしには、報告義務等の規定も実効性を有しなくなるということを申し添えておきたいと存じます。

## 研究ノート

### 七 まとめ

最後に一言いしままで申し上げてきたことを纏めさせていただきます。第一に、今回の法律制定にあたり、その法益侵害の重大性は、いくつか例をあげましたように、明らかです。そこでは今回の連續幼女誘拐殺人事件のように、むしろ、社会に対する挑戦という意味で、社会法益が前提されているということです。第二に、この種の犯罪においては、毒物が利用されるケースが多いということで、毒物に対する一定の規制が必要であるということです。そして、第三に、この種の犯罪は現代型犯罪としてとらえられるべきで、国家によるパトーナリズムが認められるべきであるということです。第四として、この法律は消費者保護の視点からとらえなければならないということ。第五に、一般社会問題として、防犯コミュニティーの創設という点からも、この法律の意義を考慮すべきであるということ、などがあげられるわけです。

あまり体系的な話ではありませんでしたが、今回の毒物混入防止法について、思いつくまま私の考えを一般論的総括的に述べさせていただきました。御静聴どうもありがとうございました。

注：本稿は、愛知県農水部経済流通課主催の講演会での講演をもとにまとめたものであって、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」についてのコメントであることをお断りしておく。